この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2　前項に規定する「特定信用事業電子決済等代行業再委託者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一　貯金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第九十二条の五の二第二項第一号に規定する指図の伝達を受け、特定信用事業電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の組合に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二　法第九十二条の五の二第二項第二号に規定する貯金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該貯金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、特定信用事業電子決済等代行業者に対し、同号の組合から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

（契約の公表方法）

第五十七条の三十一の二十一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、法第九十二条の五の三第二項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、特定信用事業電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（組合による基準の公表方法）

第五十七条の三十一の二十二　法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第九十二条の五の四第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法により、特定信用事業電子決済等代行業者及び特定信用事業電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（組合による基準に含まれる事項）

第五十七条の三十一の二十三　法第九十二条の五の四第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第九十二条の五の三第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第九十二条の五の三第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

［条を加える。］

（認定の申請書の添付書類）

第五十七条の三十一の二十四　令第四十九条の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　認定業務（法第九十二条の五の六に規定する認定業務をいう。次号及び第五十七条の三十一の四十六第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

［条を加える。］